

令和6年第10回鹿嶋市農業委員会議事録

鹿嶋市農業委員会会長桐澤いづみは、令和6年9月20日付を以って、同9月30日午後2時00分から鹿嶋市役所3階301会議室において、第10回鹿嶋市農業委員会総会を招集した。

議事日程

- 第1 会期の決定について
- 第2 議事録署名人の選任について
- 第3 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について
- 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について
- 議案第4号 農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請について
- 議案第5号 現況確認証明願（非農地証明）について
- 議案第6号 農業経営基盤強化促進法附則第5条第1項の規定に基づく鹿嶋市農用地利用集積計画（案）に対する意見について
- 議案第7号 農業振興地域整備計画変更に対する意見について
- 第4 報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について
- 報告第2号 農地法第5条の規定による許可の取消願について
- 報告第3号 農業振興地域整備計画の変更について

出席委員（13名）

1番	出頭勝美君	2番	笹本真由美君
3番	清宮茂信君	5番	山本清治君
6番	大槻勝敏君	8番	今村太一君
10番	笠貫順一君	11番	野口嘉徳君
12番	大川喜美君	13番	日向寺正志君
14番	桐澤いづみ君	15番	田口茂君
16番	谷田川延秀君		

欠席委員（1名）

7番 橋本正君

事務局職員出席者（3名）

事務局長兼課長	飯塚俊行
事務局課長補佐	飯島優
事務局主査	児島教夫

農林水産課出席者（1名）

農林水産課長	山口和範
--------	------

会 議 の 経 過

(開会 午後2時10分)

議 長 ただいまの出席委員は、13名であり「農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定」に基づき、定足数に達しておりますので、本総会は成立いたしました。

それでは、令和6年第10回鹿嶋市農業委員会総会を開会いたします。

議 長 本日の欠席委員でございますが、橋本正君より欠席する旨、届出がございました。

議 長 本総会の議事日程につきましては、告示及び通知のとおりでございます。最初に日程第1「会期の決定について」は、本日1日限りにしたいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

「異議なしの声多数」

議 長 異議なしと認め、会期は本日1日限りと決定いたします。

次に日程第2、「議事録署名人の選任について」は、議席順でございますので私から指名させていただきます。

3番清宮茂信君、5番山本清治君の両名を指名いたします。

会議書記として、事務局長兼課長飯塚俊行君を任命いたします。

次に日程第3、議案第1号ないし議案第7号を審議いたします。

議案に係る現地調査に関しましては、議案の審議に応じ逐次、報告を求めます。

なお、ご意見ご質問等発言する際は、鹿嶋市農業委員会規則第20条第2項の規定に基づき、自己の議席番号を告げ、指名されてから発言をお願いいたします。

議 長 日程第3、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を付議いたします。

事務局に説明を求めます。

主査児島教夫君。

主 査 それでは、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」ご説明いたします。

番号1についてご説明いたします。譲受人、譲渡人及び土地の所在等につきましては、議案書記載のとおりでございます。権利を設定し、又は移転し

ようとする事由につきましては、農業経営規模拡大のため、売買により所有権を移転しようとするものです。譲受人の農機具等の保有につきましては、農用トラック1台、軽トラック1台、管理機2台、エンジンポンプ2台、農作業に従事する日数は年間300日、農地の所有につきましては、自作地約138アール、借入地1202アールでございます。申請地の作付け計画は、蓮根を予定しており周辺地域への影響はないものと思料されます。

説明は、以上でございます。ご審議の程、よろしくお願いいたします。

議長 次に、担当地区委員の現地調査結果について、報告を求めます。

番号1平井地内案件について、8番今村太一君。

8番 はい、8番今村です。9月28日に現地を確認してまいりました。草は生えておりますけど太い木がないため再生して耕作可能と判断いたしました。よろしくご審議お願いします。

議長 ご苦労様でした。ただいま事務局の説明、調査を行った委員からの結果報告について、ご意見ご質問等ございませんか。

それでは、お諮りいたします。

議案第1号番号1について、原案のとおり許可することに、ご異議ございませんか。

「異議なしの声多数」

議長 異議なしと認め、議案第1号番号1については、原案のとおり許可することと決定いたします。

議長 次に、議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請について」を付議いたします。

事務局に説明を求めます。

補佐飯島優君。

補佐 議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請について」番号1について、ご説明いたします。

転用目的は、自己用住宅でございます。農地区分は、農業公共投資の対象となっていない住宅と農地の点在する区域内にある生産性の低い集団の農地であるため、第2種農地と思料いたしました。申請地、申請事由及び転用時期等につきましては、議案書記載のとおりです。転用計画の内容ですが、申請地に隣接する住宅に居住しているが、生活様式の違いから敷地を分筆し

新たに住宅を建築することから転用申請するものです。他法令との調整ですが、鹿嶋市長より農振農用地区域外証明書及び都市計画法第29条第1項の規定による開発行為許可申請書の写しが添付されております。資金計画としましては、全額融資を計画しており、金融機関からのローン事前審査の結果が添付されております。

説明は以上でございます。ご審議の程、よろしくお願いいたします。

議長 長 なお、鹿嶋市農業委員会規則第38条第1項第1号の規定に基づき、現地調査が行われておりますので、調査を担当した委員の報告を求めます。

1番 出頭勝美君。

1番 はい、1番出頭です。議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請について」現地調査した結果をご報告いたします。

現地調査日は、9月17日火曜日でございます。調査委員につきましては、今村会長代理、笹本委員そして私と事務局より飯島課長補佐、児島主査の5名で調査を行いました。申請人、申請地及び概要につきましては、議案書記載のとおりでございます。番号1につきまして、事務局から申請された書類等の説明を受け、現地を確認したところ、申請内容等、特に問題ないことから許可相当と判断いたしました。

ご審議の程、よろしくお願いいたします。

議長 長 ご苦労様でした。ただいま事務局の説明、調査を行った委員からの結果報告について、ご意見ご質問等ございませんか。

地元委員さん、ご意見ご質問等ございませんか。

議長 長 それではお諮りいたします。議案第2号番号1について、原案のとおり許可することにご異議ございませんか。

「異議なしの声多数」

議長 長 異議なしと認め、議案第2号番号1については、原案のとおり許可することと決定いたします。

議長 長 次に、議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請について」を付議いたします。

事務局に説明を求めます。

補佐飯島優君。

補佐 それでは、議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請について」ご説

明いたします。

はじめに番号1について、転用目的は太陽光発電施設の設置でございます。農地区分は、農業公共投資の対象となっていない住宅と農地の点在する区域内にある小集団の農地であるため、第2種農地と史料いたしました。申請地、申請事由及び転用時期等につきましては、議案書記載のとおりです。他法令との調整ですが、鹿嶋市長より農振農用地区域外証明書が添付されております。また、東京電力パワーグリッド株式会社より託送供給の承諾のお知らせの写し、東京電力エナジーパートナー株式会社より電力受給契約申込書が添付されております。資金計画としましては、全額自己資金であり、取引先金融機関の残高証明書写しが添付されております。

つづきまして番号2につづきまして、転用目的は太陽光発電施設の設置でございます。農地区分は、農業公共投資の対象となっていない住宅と農地の点在する区域内にある小集団の農地であるため、第2種農地と史料いたしました。申請地、申請事由及び転用時期等につきましては、議案書記載のとおりです。他法令との調整ですが、鹿嶋市長より農振農用地区域外証明書が添付されております。また、東京電力パワーグリッド株式会社より託送供給の承諾のお知らせの写し、東京電力エナジーパートナー株式会社より電力受給契約申込書の写しが添付されております。資金計画としましては、全額自己資金であり、取引先金融機関の残高証明書写しが添付されております。

つづきまして番号3につづきまして、転用目的は太陽光発電施設の設置でございます。農地区分は、農業公共投資の対象となっていない住宅と農地の点在する区域内にある小集団の農地であるため、第2種農地と史料いたしました。申請地、申請事由及び転用時期等につきましては、議案書記載のとおりです。他法令との調整ですが、鹿嶋市長より農振農用地区域外証明書が添付されております。また、東京電力パワーグリッド株式会社より託送供給の承諾のお知らせの写し、東京電力エナジーパートナー株式会社より電力受給契約申込書写しが添付されております。資金計画としましては、全額自己資金であり、取引先金融機関の残高証明書写しが添付されております。

つづきまして番号4について、転用目的は太陽光発電施設の設置でございます。農地区分は、農業公共投資の対象となっていない住宅と農地の点在する区域内にある小集団の農地であるため、第2種農地と史料いたしました。

申請地, 申請事由及び転用時期等につきましては, 議案書記載のとおりです。他法令との調整ですが, 鹿嶋市長より農振農用地区域外証明書が添付されております。また, 東京電力パワーグリッド株式会社より託送供給の承諾のお知らせの写し, 東京電力エナジーパートナー株式会社より電力受給契約申込書の写しが添付されております。資金計画としましては, 全額自己資金であり, 取引先金融機関の残高証明書写しが添付されております。

つづきまして番号5について, 転用目的は太陽光発電施設の設置でございます。農地区分は, 農業公共投資の対象となっていない住宅と農地の点在する区域内にある小集団の農地であるため, 第2種農地と思料いたしました。申請地, 申請事由及び転用時期等につきましては, 議案書記載のとおりです。他法令との調整ですが, 鹿嶋市長より農振農用地区域外証明書が添付されております。また, 東京電力パワーグリッド株式会社より託送供給の承諾のお知らせの写し, 東京電力エナジーパートナー株式会社より電力受給契約申込書の写しが添付されております。資金計画としましては, 全額自己資金であり, 取引先金融機関の残高証明書写しが添付されております。

つづきまして番号6について, 転用目的は自己用住宅でございます。農地区分は, 農業公共投資の対象となっていない住宅と畑の点在する区域内にある小集団の農地であるため, 第2種農地と思料いたしました。申請地, 申請事由及び転用時期等につきましては, 議案書記載のとおりです。鹿嶋市長より農振農用地区域外証明書及び都市計画法第29条第1項の規定による開発行為許可申請書の写し, また資金計画としましては, 全額融資を計画しており, 取引先金融機関のローン申込み案内の写しが添付されております。

つづきまして番号7について, 転用目的は太陽光発電施設の設置でございます。農地区分は, 農業公共投資の対象となっていない住宅と農地の点在する区域内にある小集団の農地であるため, 第2種農地と思料いたしました。申請地, 申請事由及び転用時期等につきましては, 議案書記載のとおりです。他法令との調整ですが, 鹿嶋市長より農振農用地区域外証明書が添付されております。また, 東京電力パワーグリッド株式会社より託送供給の承諾のお知らせの写し, 東京電力エナジーパートナー株式会社より電力受給契約申込書の写しが添付されております。資金計画としましては, 全額自己資金であり, 取引先金融機関の残高証明書写しが添付されております。

つづいて番号8について、転用目的は太陽光発電施設の設置でございます。農地区分は、農業公共投資の対象となっていない住宅と農地の点在する区域内にある小集団の農地であるため、第2種農地と思料いたしました。申請地、申請事由及び転用時期等につきましては、議案書記載のとおりです。他法令との調整ですが、鹿嶋市長より農振農用地区域外証明書が添付されております。また、東京電力パワーグリッド株式会社より託送供給の承諾のお知らせの写し、東京電力エナジーパートナー株式会社より電力受給契約申込書の写しが添付されております。資金計画としましては、全額自己資金であり、取引先金融機関の残高証明書が添付されております。

つづいて番号9について、転用目的は太陽光発電施設の設置でございます。農地区分は、農業公共投資の対象となっていない住宅と農地の点在する区域内にある小集団の農地であるため、第2種農地と思料いたしました。申請地、申請事由及び転用時期等につきましては、議案書記載のとおりです。他法令との調整ですが、鹿嶋市長より農振農用地区域外証明書が添付されております。また、東京電力パワーグリッド株式会社より託送供給の承諾のお知らせの写し、東京電力エナジーパートナー株式会社より電力受給契約申込書の写しが添付されております。資金計画としましては、全額自己資金であり、取引先金融機関の残高証明書が添付されております。

つづいて番号10について、転用目的は駐車場の設置でございます。農地区分は、農業公共投資の対象となっていない住宅と農地の点在する区域内にある小集団の農地であるため、第2種農地と思料いたしました。本案件については、報告第2号にかかる第5条許可の取り消しに係る土地であり、太陽光発電の設置事業が中止となったかことから近隣住民が当該土地を購入し、駐車場とするものでございます。草刈り等を行い、普通車区画を6マス、譲受人が事業で使うダンプを駐車する計画となっております。申請地、申請事由及び転用時期等につきましては、議案書記載のとおりです。鹿嶋市長より農振農用地区域外証明書、また資金計画としましては、全額自己資金であり、取引先金融機関の預金通帳写しが添付されております。

つづきまして番号11について、転用目的は太陽光発電施設の設置でございます。農地区分は、農業公共投資の対象となっていない住宅と農地の点在する区域内にある小集団の農地であるため、第2種農地と思料いたしました。

申請地、申請事由及び転用時期等につきましては、議案書記載のとおりです。他法令との調整ですが、鹿嶋市長より農振農用地区域外証明書が添付されております。また、東京電力パワーグリッド株式会社より託送供給の承諾のお知らせの写し、東京電力エナジーパートナー株式会社より電力受給契約申込書の写しが添付されております。資金計画としましては、全額自己資金であり、取引先金融機関の残高証明書が添付されております。

つづきまして番号12について、転用目的は太陽光発電施設の設置でございます。農地区分は、農業公共投資の対象となっていない住宅と農地の点在する区域内にある小集団の農地であるため、第2種農地と思料いたしました。申請地、申請事由及び転用時期等につきましては、議案書記載のとおりです。他法令との調整ですが、鹿嶋市長より農振農用地区域外証明書が添付されております。また、東京電力パワーグリッド株式会社より託送供給の承諾のお知らせの写し、東京電力エナジーパートナー株式会社より電力受給契約申込書の写しが添付されております。資金計画としましては、全額自己資金であり、取引先金融機関の残高証明書が添付されております。

つづきまして番号13について、転用目的は太陽光発電施設の設置でございます。農地区分は、農業公共投資の対象となっていない住宅と農地の点在する区域内にある小集団の農地であるため、第2種農地と思料いたしました。申請地、申請事由及び転用時期等につきましては、議案書記載のとおりです。他法令との調整ですが、鹿嶋市長より農振農用地区域外証明書が添付されております。また、東京電力パワーグリッド株式会社より託送供給の承諾のお知らせの写し、東京電力エナジーパートナー株式会社より電力受給契約申込書の写しが添付されております。資金計画としましては、全額自己資金であり、取引先金融機関の残高証明書写しが添付されております。

つづきまして番号14については、申請者より取り下げる旨の連絡がございましたことから、議案をなしとします。

最後に番号15につきましては、転用目的は自己用住宅でございます。農地区分は、農業公共投資の対象となっていない住宅と農地の点在する区域内にある小集団の農地であるため、第2種農地と思料いたしました。申請地、申請事由及び転用時期等につきましては、議案書記載のとおりです。他法令との調整ですが、鹿嶋市長より農振農用地区域外証明書及び都市計画法第29

条第1項の規定による開発行為許可申請書の写し、資金計画としましては、借入金を受けることとしており、金融機関からの住宅ローン申込み手続きが添付されております。本案件については、敷地面積が597平方メートルとなっておるところですが、2面の道路でもう2面が他人の土地となっており、4方を囲まれていることから、500平方メートルを超える97平方メートルについては過少残地として扱い、分筆を行わず一筆のまま申請となっております。

説明は以上でございます。ご審議の程、よろしくお願いいたします。

議長　なお、鹿嶋市農業委員会規則第38条第1項第2号の規定に基づき、現地調査が行われておりますので、調査を担当した委員の報告を求めます。

1番出頭勝美君。

1番　はい、1番出頭です。議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請について」現地調査の結果をご報告いたします。

現地調査日は、9月17日火曜日でございます。調査委員につきましては、今村会長代理、笹本委員そして私と事務局より飯島課長補佐、児島主査の5名で調査を行いました。申請人、申請地及び概要につきましては、議案書記載のとおりでございます。番号1ないし番号15につきまして、事務局から添付書類等の説明を受け、現況を確認したところ、申請内容等、特に問題ないことから許可相当と判断いたしました。しかしながら番号14につきましては、昨年、農地改良を行った土地であることが別の業務にてわかりましたので、事務局より申請を取り下げの旨、事業者からあったことの連絡を受けております。

ご審議の程、よろしくお願いいたします。

議長　ご苦労様でした。ただいま事務局の説明、調査を行った委員からの結果報告について、ご意見ご質問等ございませんか。

16番　はい、議長。

議長　16番谷田川延秀君。

16番　はい、16番谷田川です。二三お聞きしたいと思います。私初めてなので分かりづらいところがあるのですが、今回、5条の案件については15件一括で飯島補佐が説明しましたが、いきつく間もなくの説明でなかなかみなさん理解できるのかなと思うのですが、できれば太陽光とか次三男分家とか分け

て整理して提案してもらえないのかなと、これは私の感想として述べさせていただきました。

質問でございますが、番号1から番号3田んぼの内容ですが、これについては他法令調整の中にあるのですが、埋立てが必要な案件なのか、必要であれば埋立ての許可はどうなっているのかお聞きしたいと思います。それからもう1件ですが、番号2と番号3の案件は同じ小学校の東側ですが、これは隣接しているのか間に1筆入っているのか、隣接していればおそらく一括で申請されると思いますがそのところを確認したいと思います。

以上です。

議 長 事務局に説明を求めます。

事務局 ご説明いたします。まず、質問のありました埋立ての件につきましてご説明いたします。埋立てにつきましては、該当する土地、今回は田んぼでございます。田んぼについて事業者が埋立てをして地盤等をしないとダメな場合や嵩を上げる必要性がある場合は、埋立てをする事業計画でまず出します。その際に埋立ての許可に際しましては鹿嶋市では廃棄物対策課の方で許可申請を行っておりますので、まず、今回太陽光発電施設設置で埋立てをする場合は転用申請の前段階として埋立ての土盛りの許可申請を廃棄物対策課へ申請していただいてその後、農業委員会へ転用申請をする流れとなっておりますことから、今回の土地に関しましては埋立てをせずに架台を設置できるとの判断でやっておりますので埋立ての方はしないです。しかしながら、埋立てを必要とする駐車場や資材置場にする等の場合は事前に廃棄物対策課へ申請をしていただいてその後農地転用の手続きをするという流れになっております。

続いて地番についてですが、今回〇の〇〇〇〇の周辺が続けて太陽光発電となっておりますが、番号1と番号2につきましては間に細い筆があります。

質問の回答については以上であります。

議 長 要望の議案の一气読みについては、今までもこうした形態でやってきたので改善のしようがないというか、ひとつの区切りでやっているので申し訳ありませんがよろしくお願いたします。

議 長 ほかにご意見、ご質問ありませんでしょうか。

15番 はい、議長。

議 長 15番田口茂君。

15番 はい、15番田口です。今、谷田川委員から質問のあった箇所を含めて議案書の中に担当委員ということで、番号1から番号5、番号11から番号13の現地を28日に見てきました。十数年前にあの地区を担当しておりましたことからあまりの多さにびっくりしたのがひとつです。少し課題が2点ほどありました。また後でご報告したいと思いますが、あれほど太陽光発電が水田の中にできているとは思わなく、谷田川委員から質問のあった埋立ては、まさに水田のあいてる所に全部太陽光発電で売買、私の親戚にも2件程この中に入っていたものですから聞いてみたところ、もう田んぼは作らない、作れないという意味もあるんです。農業委員会として現況を把握する必要があるのではないかなというのが1点ですね。あと番号11、12、13、14、15の畑についても中地区に相当太陽光発電がありますけど、水田と同じように一番の課題は取付道路が轍ではありませんけど雑草で入れない。私、ジープで歩きましたが、普通の車ではまずは入れないと感じました。ですので、この辺も許可するにしても、根っこの部分は少し農業委員会として検証はすべきではないかと意見を述べさせていただきたいと思います。何れの内容でも問題はありませんとご報告させていただきます。以上です。

議 長 それではお諮りいたします。

議案第3号番号1ないし番号13及び番号15について、原案のとおり許可することにご異議ございませんか。

「異議なしの声多数」

議 長 議案第3号番号1ないし番号13及び番号15について、原案のとおり許可することと決定いたします。

議 長 次に、議案第4号「農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請について」を付議いたします。

事務局に説明を求めます。

課長補佐飯島優君。

課長補佐 議案第4号農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請について、ご説明いたします。

目的は砂利採取一時転用による期間延長の変更申請です。申請者、申請地につきましても、議案書記載のとおりです。変更理由ですが、許可書の期間

が令和5年10月3日から令和6年10月2日までとなっておりますが、製品の出荷減少により予定どおり進まなかったため、認可日から令和7年10月2日まで、期間を延長する申請であります。関係書類については、鹿嶋市施設管理課へ大型車両通行にかかる市道使用許可申請書の写し及び令和6年6月12日付けで茨城県鹿行県民センターへ提出した「採取計画認可申請書」の写しが添付されております。農地部分の砂利採取計画については申請時から変更ありません。その他施設の概要、被害防除等の変更はありません。

説明は以上でございます。ご審議の程よろしくお願いいたします。

議長 なお、鹿嶋市農業委員会規則第38条第1項第2号の規定に基づき、現地調査が行なわれておりますので調査を担当した委員の報告を求めます。

1番出頭勝美君。

はい、1番出頭です。議案第4号「農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請について」現地調査した結果をご報告いたします。

現地調査日及び調査委員につきましては、先程と同様でございます。申請人、申請地及び概要につきましては、議案書記載のとおりでございます。番号1につきましては、事務局から添付書類等の説明を受け、現況を確認したところ申請内容等、特に問題ないことから承認できるものと判断いたしました。

ご審議の程、よろしくお願いいたします。

議長 ご苦勞様でした。ただいま事務局の説明、調査を行った委員からの結果報告について、ご意見ご質問等ございませんか。

地元委員さん、ご意見ご質問等ございませんか。

議案第4号番号1について、原案のとおり許可することにご異議ございませんか。

「異議なしの声多数」

議長 異議なしと認め、議案第4号番号1について、原案のとおり許可することと決定いたします。

議長 次に、議案第5号「現況確認証明願（非農地証明）について」を付議いたします。

事務局に説明を求めます。

課長補佐 議案第5号「現況確認証明願（非農地証明）について」番号1をご説明い

たします。

願出人、願い出に係る土地の表示、現在の利用状況、非農地となった時期及び証明を必要とする理由につきましては、議案書記載のとおりでございます。

本件土地は、農振農用地区域外の農地で、昭和49年頃から宅地として利用しておりますが、登記上の地目が畑となっていることから、土地地目変更登記のため、今回、願い出に至ったものであります。これらを確認する資料として、「平成14年10月14日撮影、空中写真」が添付されております。

以上、農地法関係事務処理の手引きに基づき「非農地となってから20年以上経過しているもの」等証明の範囲に該当すると思料されます。

ご審議の程、よろしくお願いいたします。

議長 なお、鹿嶋市農業委員会規則第38条第1項第7号の規定に基づき、現地調査が行なわれておりますので調査を担当した委員の報告を求めます。

1番出頭勝美君。

1番 はい、1番出頭です。議案第5号「現況確認証明願（非農地証明）について」現地調査の結果をご報告いたします。

現地調査日及び調査委員につきましては、先程と同様でございます。願出人、願い出に係る土地、現在の利用状況、非農地となった時期及び証明を必要とする理由につきましては、議案書記載のとおりでございます。番号1につきまして、事務局から添付書類等の説明を受け、現況を確認したところ、願い出のとおり非農地に認められると判断いたしました。

ご審議の程、よろしくお願いいたします。

議長 ご苦労様でした。ただいま事務局の説明、調査を行った委員からの結果報告について、ご意見ご質問等ございませんか。

16番 はい、議長。

議長 16番谷田川延秀君。

16番 はい、16番谷田川です。確認のために、ここに建物は建っておりますか。

課長補佐 はい、現時点でこちらには、空き家という形で建築物は建っております。

議長 よろしいですか。

16番 はい、以上です。

議長 ほかにございませんか。地元委員さん、ご意見ご質問等ございませんか。

それでは、お諮りいたします。

議案第5号番号1について、願い出のとおり証明することにご異議ございませんか。

「異議なしの声多数」

議長 異議なしと認め、議案第5号番号1については、願い出のとおり証明することと決定いたします。

議長 次に、議案第6号「農業経営基盤強化促進法附則第5条第1項の規定に基づく鹿嶋市農用地利用集積計画（案）に対する意見について」を付議いたします。

事務局に説明を求めます。

事務局長兼課長飯塚俊行君。

局長兼課長 それでは、議案第6号「農業経営基盤強化促進法附則第5条第1項の規定に基づく鹿嶋市農用地利用集積計画（案）に対する意見について」ご説明いたします。

令和6年9月9日付け鹿嶋市長より「農業経営基盤強化促進法附則第5条第1項の規定に基づく鹿嶋市農用地利用集積計画（案）に対する意見について」農業委員会の意見を求められております。農業経営基盤強化促進法第19条第4項の要件を満たしていると考えます。

ご審議の程、よろしく願いいたします。

議長 続いて、農林水産課に説明を求めます。

課長山口和範君。

課長 議案第6号「農業経営基盤強化促進法附則第5条第1項の規定に基づく鹿嶋市農用地利用集積計画（案）に対する意見について」ご説明いたします。

貸借期間3年から5年の土地についてご説明いたします。田の新規については1筆で面積が1,355平方メートルとなっております。以上で、合計も同様でございます。

説明は以上でございます。ご審議の程、よろしく願いいたします。

議長 ただいまの説明について、ご意見ご質問等ございませんか。

16番 はい、議長。

議長 16番谷田川延秀君。

16番 はい、16番谷田川です。農業委員になったばかりで勉強不足なので、こ

の形の内容はどのような形で集積になるのか非常に分かりづらいのですが、この農地の集積の関係の仕事を農業委員としてやっていくうえでどういことなのかがよく分かりづらいのですが。初めて見る書類なのでそれを教えてもらえればありがたいのですが。

議 長 農林水産課課長山口和範君。

課 長 こちらの農用地集積計画というのはまず、農業経営基盤強化促進法に基づきまして農地の所有者及び耕作者からの申請書類を市の方で取りまとめて表にしたものがこの農用地集積計画書というものになります。この計画書を取りまとめたものを、今回農業委員会にお諮りをして決定したのちに農林水産課で公告という形を取ります。公告をした段階で利用権の設定が発生するという内容になっております。

16番 はい、議長。

議 長 16番谷田川延秀君。

16番 16番谷田川です。これは貸し借りでいいのですか。貸し借りの利用権設定という形で見ていいのですか。それも集積計画という形の言葉になるのですね。わかりました。ありがとうございます。

農林水産課課長 はい、議長。

議 長 農林水産課課長山口和範君。

課 長 この表につきましては、農地の貸し借りの設定になります。法令上こういう集積計画書という形での名前の設定になっておりますのでこのような形になっております。

議 長 ほかにご質問ございませんか。

10番 はい、議長。

議 長 10番笠貫順一君。

10番 今年度しか使えないんですよね。この鹿嶋市の貸し借りは今年度で終わりになるんですよね。

議 長 農林水産課課長山口和範君。

課 長 今、笠貫委員からありましたとおり市が間に入りまして農地の貸し借りを設定するものは、実は2年前に法律の改正があり、2年間の猶予期間が今年度いっぱいになっております。市が間に入って貸し借りを設定するというのは今年度いっぱいです。それ以降は農地中間管理機構、県の農林公

社で行っている農地中間管理機構を間に入れて農地の貸し借りをする部分になっていきます。市が間に入っている貸し借りは来年度からはできなくなります。全て農地の貸し借りの利用権設定に関しましては農地中間管理機構をとおしてという流れになります。

議 長 笠貫委員よろしいですか。

10番 はい。

16番 はい、議長。

議 長 16番谷田川延秀君。

16番 16番谷田川です。これって期間どれくらいの貸し借り期間ですか。

農林水産課長 相對の部分に関しましては、それぞれお互いの話し合いで設定しますが、農地中間管理機構の部分は基本的には10年以上という形にはなっています。ただ、あくまで原則ですので、それは農地の貸し手、借り手のお互いの都合はあると思いますが、原則そのような形になります。これは記載のとおり5年となります。表の右端を見ていただくと農地の貸し借りの年数が出ております。

16番 ありがとうございます。

議 長 ほかに質問ございませんか。

それではお諮りいたします。

議案第6号について、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

「異議なしの声多数」

議 長 異議なしと認め、議案第5号については、承認することと決定いたします。

議 長 次に、議案第7号「農業振興地域整備計画変更に対する意見について」を付議いたします。

事務局に説明を求めます。

事務局長兼課長飯塚俊行君。

局長兼課長 それでは議案第7号「農業振興地域整備計画変更に対する意見について」をご説明いたします。

令和6年8月23日付け、鹿嶋市長より農業振興地域の整備に関する法律第13条の規定に基づき、鹿嶋市農業振興地域整備計画変更について農業委員会の意見を求められております。

計画変更内容といたしましては1件でございます。申請者、申請地、所有

者及び申請理由につきましては、議案書記載のとおりでございます。申請理由につきましては、自己用住宅の建設でございます。

ご審議の程、よろしくお願いいたします。

議長 続いて、農林水産課に説明を求めます。

課長 山口和範君。

議長 議案第7号「農業振興地域整備計画変更に対する意見について」ご説明いたします。

番号1をご説明いたします。申請者の住所・氏名は議案書記載のとおりでございます。申請地は、鹿嶋市大字●●●●●●●●番で、荒野台駅の南東、約580平方メートルに位置しており、登記地目は畑です。所有者の住所・氏名も申請者と同様でございます。申請地の面積は、2,769平方メートルの内490平方メートル、申請理由は、自己用住宅の建設でございます。農地区分は、大野地区土地改良区内の第1種農地と判断されますが、土地改良区の地区除外清算金については清算済みです。

説明は以上でございます。ご審議の程、よろしくお願いいたします。

議長 ただいまの説明について、ご意見ご質問等ございませんか。

それでは、お諮りいたします。

議案第7号について、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

「異議なしの声多数」

議長 異議なしと認め、議案第7号については、原案のとおり承認することと決定いたします。

議長 次に、日程第4報告第1号ないし報告第3号についてであります。

報告第1号「農地法第3条の3第1項の規定による届出について」ないし報告第3号「農業振興地域整備計画の変更について」は、鹿嶋市農業委員会事務局処務規程第6条に基づき、専決処分いたしました。

議長 ただいまの報告につきまして、ご意見ご質問等ございませんか。

「異議なしの声多数」

議長 ないようですので、これをもちまして、本日の日程は、全て終了いたしました。

議長 以上をもちまして、令和6年第10回鹿嶋市農業委員会総会を閉会いたします。

(閉会 午後3時02分)

上記のとおり会議のてん末を記録し、署名する。

鹿 嶋 市 農 業 委 員 会 長

鹿嶋市農業委員会 議事録署名人

鹿嶋市農業委員会 議事録署名人